



今月のテーマ 寄付金を使った所得税の税額控除

一定の寄付金を支払った場合、所得税を計算する際に節税効果のある特典を受けることができます。一般的には寄付金控除と呼ばれるものですが、この寄付金控除には実は所得控除と税額控除の2種類があることをご存知でしょうか。一つはふるさと納税でも馴染みの所得控除ですが、今回はこのもう一つの税額控除の計算にスポットを当て、所得控除との違いや制度の概要についてご紹介いたします。

1. 所得控除と税額控除

所得控除と税額控除の違いは、それぞれの控除を受けるポイントの違いとなります。右図のように所得税を算出する前に受ける控除が所得控除であり、算出した所得税から直接控除するのが税額控除となります。

収入	1,000	課税所得金額	400
経費	▲400	所得税率	10%
所得金額	600	所得税	40
所得控除	▲200	税額控除	▲10
課税所得金額	400	納付税額	30

2. 寄付金の税額控除

個人が2019年中に一定の寄付金を支払った場合、下表にある3種類の税額控除の適用を受けることができます。各制度には共通する内容や相互に影響を及ぼす要件もあるので、実際に寄付を行う際には事前のシミュレーションが重要です。

	政党等寄付金 特別控除	認定NPO法人等 寄付金特別控除	公益社団法人等 寄付金特別控除
寄付の相手先	政党又は政治資金団体	認定NPO法人等	公益社団法人や 一定の学校法人など
寄付の目的	政治資金規正法に規定する 一定の寄付が対象 政治資金パーティーの パーティー券の購入費や 後援会会費は対象外	特に指定はない	教育又は科学の振興、文化の 向上、社会福祉への貢献 その他公益の増進に寄与する ためのもの
控除対象寄付金額 (=所得控除額)	その年中に寄付した金額の合計額から2千円を控除した金額と、 その年中の総所得金額に40%を乗じた金額のいずれか小さい金額 ※ただし、寄付の相手先が各種制度をまたがっていたり、 所得控除との選択適用がある場合には一定の調整が必要		
特別控除額 (=税額控除額)	控除対象寄付金額×30% ※所得税額の25%相当額を限度	控除対象寄付金額×40% ※2つの制度を合算して所得税額の25%相当額まで控除限度	
適用要件	確定申告書に控除を受ける金額 についてその控除に関する記載 があり、かつ、政党等寄付金控除 特別控除額の計算明細書及び総 務大臣等の確認印のある寄付金 (税額)控除のための書類を添付	この税額控除を受ける場合は、確定申告書に控除を受ける金額 についてその控除に関する記載があり、かつ、寄付金の明細書 及び一定の書類を確定申告書に添付	
その他	いずれの特別控除制度も、所得控除としての寄付金控除と有利不利判定ののち選択適用が可能 なお、申告後に有利な方法への変更は認められない		

3. 節税効果

所得控除としての寄付金控除を適用する場合、同じ寄付金額であったとしても寄付者の所得金額に応じて節税額が異なってきます。これは日本の所得税計算が国税庁HPで掲載があるように[超過累進制度](#)を採用しているため、課税対象となる所得金額に応じて適用される所得税率が変わることが原因です。

これに対して税額控除は、控除限度額が設けられているものの控除対象寄付金額の30~40%相当額の所得税を節税することができる点から、課税所得金額が900万円以下で適用される所得税率が23%以下の納税者であれば、所得控除よりも税額控除を選択した方が節税効果が高いと言えます。